

エネルギー基本計画(2014年4月11日閣議決定)より抜粋

はじめに

「2002年6月にエネルギー基本法が制定された。

基本法は、政府が総合資源エネルギー調査会の意見を聞いて、エネルギーの需要に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るためにエネルギー基本計画を策定することを定め、少なくとも3年に1度の頻度で内容について検討を行い、必要に応じて変更を行うことを求めている。こうした基本法に基づき、2003年10月最初の計画が策定され、その後、2007年3月に第二次計画、2010年6月に第三次計画が策定された」

「東京電力福島第一原子力発電所で被災された方々の心の痛みにしっかりと向き合い合い、寄り添い、福島の復興・再生を全力で成し遂げる。震災前に描いてきたエネルギー戦略は白紙から見直し、原発依存度を可能な限り低減する。ここが、エネルギー政策を再構築するための出発点であることは言を俟たない。

政府及び原子力事業者は、いわゆる『安全神話』に陥り、十分な苛酷事故への対応ができず、このような悲惨な事態を防ぐことができなかつたことへの深い反省を一時たりとも放棄してはならない」

第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸

(2) 原子力

① 位置付け

「燃料投入量に対するエネルギー出力が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保有量だけで生産が維持できる低酸素の準国産エネルギーとして、優れた安定供給性と効率性を有しており運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベース電源である。」

② 政策の方向性

「いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」